2018 焦点・論点 情報・提案は ファクス03（3350）1904 メール 「赤旗特報チーム」まで

憲法施行71年インタビュー

朝日訴訟の会会長・弁護士 則武 透さん

貧困の悪循環生む生活保護改悪
"生存と平和"の運動は車の両輪

安倍政権による生活保護基準の引き下げが大きな問題になっています。憲法の生存権の保障の観点から、現状をどう見るか。朝日訴訟の会会長の則武透弁護士に聞きました。（聞き手・写真 中祖寅一）

のりたけ・とおる 1962年生まれ。93年弁護士登録。2006年～07年岡山弁護士会副会長。17年から朝日訴訟の会会長。

―安倍政権は、今年10月から生活保護における生活扶助基準の最大5％引き下げの方針を出しています。

安倍政権は2013年から総額670億円の生活扶助基準の引き下げを実施しました。私たちはいま、その違法性を争ってたたかっています。今回の引き下げはその時に次ぐ第二の大きな引き下げ（210億円）です。

老齢世帯に対する加算の廃止や母子家庭への加算の削減など、加算項目の廃止・削減も重ねられてきました。その中で生活扶助費の引き下げは、生活保護世帯全体に影響するものです。さらに、生活扶助基準は、医療・福祉や年金をはじめ47項目に影響を与えるもので、社会保障給付全体にマイナスの影響をあたえます。さまざまな改悪の中でもスケールが違います。

13年の引き下げで、扶助基準引き下げの理由として「生活保護受給世帯と、所得を10ランクに分けて一番低い層（第1・十分位）との乖離（ゆがみ）を調整する」と言われました。つまり最貧困層と比較して保護基準を引き下げるというやり方です。

最貧困層には本来、生活保護を受けるべき人がたくさん含まれています。そこと比較して保護基準を引き下げると、どんどん保護基準が下がっていく。そもそも日本の生活保護では捕捉率が低く、生活保護の外に追いやられた人と、生活保護受給者を比較するという不当性もあります。

今度の引き下げも同様の「理屈」で強行されようとしており、貧困化が進めば進むほど生活保護も下がるという悪循環をもたらしかねません。

―こうした生活扶助基準の引き下げは憲法25条に反しますね。

生活保護は憲法25条の生存権保障のための制度です。何が人間としての最低限度の生活かをきちんと考慮せず、最貧困層の水準に合わせて扶助基準を引き下げるというやり方はおかしい。

しかし裁判所は、25条の生存権の実現について、政府の施策を審査するのに、国会や政府の政策判断を尊重するという立場です。表現の自由に対する制約を審査するような厳格な姿勢を示しません。

政府、与党が25条の精神を無視した生活保護行政・運用をしていること自体が重大な問題です。それをチェックするべき裁判所が政府の判断をただ尊重するということでは、憲法が空洞化してしまいます。個人の尊厳の最低限の保障として人間的な生存があるのですから、そこは行政でも裁判でもしっかりと検討されるべきです。

裁判所が消極姿勢な中で、少なくとも政府の政策判断の過程にごまかしがあったときは、裁判所はしっかりチェックするという憲法学説が有力です。私たちも「政策判断の裁量はある程度あるが、判断の前提はチェックできる」ということで、最貧困層との比較で扶助基準を引き下げるというやり方の不当性を追及しています。

―政府は相対的貧困率が改善されたと強調しています。

簡単に言うと平均賃金の半分以下が相対的貧困層です。相対的貧困率の是正にはさまざまな要因があり得ますが、平均所得が下がれば相対的貧困ラインが下がる結果、実態は変わらないのに貧困から脱出したとされたり、より困窮する層が増えていることもありえます。

相対的貧困率が高いのはシングルマザーと高齢者ですが、その実情はむしろ深刻化しているのではないか。

―日本共産党の志位和夫委員長は、国民全体の所得が下がり相対的貧困率は若干「改善」されたが、所得の下落で貧困状態は悪化している。その実態を認めなければまともな政策は出てこないと安倍首相に迫りました。

その通りだと思います。私たち最前線にいる者の実感としては、アベノミクスの影響で貧困層が底上げされていることはなく、むしろ賃金の低下や制度改悪で困難を極めているのが実情だと思います。

―生存権が権利、人権として実現していくには何が必要でしょうか。

「人間裁判」と言われた朝日訴訟では、「もし国がこの生存権の実現に努力すべき責務に反して生存権の実現に障害となるような行為をするときは、かかる行為は無効と解しなければならない」として、当時の厚生大臣による生活保護基準は憲法25条に反し違憲・無効だとする一審勝訴判決を勝ち取りました。原告の朝日茂さんが亡くなり最高裁では門前払いとなりましたが、その後、制度は大きく改善されるという成果を得ました。

朝日訴訟でなぜ勝てたかというと、理屈の問題というより運動だと思います。朝日さんの訴えが広がり、全国に何百もの朝日訴訟を支える会ができ、運動が広がって制度を変えていきました。

さらに当時は、60年安保闘争の時期でした。朝日訴訟の生存権と並んで平和が問われました。憲法でいえば9条と25条が正面から問われ、大きな国民運動が起こっていました。

人間裁判と書かれた朝日訴訟の記念碑

9条と安保条約の関係が正面から争われた砂川事件の一審では、合衆国軍隊を自衛目的で駐留させることは、「憲法9条2項前段で禁止されている『陸海空軍その他の戦力』の保持に該当する」と断じました。

朝日訴訟と砂川事件の一審判決は、これを書いた裁判官の資質もあったと思いますが、国民世論の高揚がそうさせたと思います。平和と生活を守れという世論が、裁判官に勇気を与えた。今の裁判所のように「司法は政治、政策判断に介入しない」と言わずに、憲法を素直に読めば誰でもわかるような明快で画期的な判断をしました。

ひるがえって現時点を考えると、平和の問題では戦争法が強行され、9条の明文改憲まで狙われ、それに対する国民の反発が強まっています。

他方、生活保護切り下げや年金削減という生存権を脅かす動きに対する大きな反対運動はまだこれからです。全国に朝日訴訟を支える会があったころ、同じように安保反対の組織があった。車の両輪のように生存と平和の問題がたたかわれていました。これは教訓的です。

いま立憲主義と個人の尊厳が運動の合言葉になっています。生存権は個人の尊厳の最低限の保障です。同時にそれは政治の力で実現される人権です。政府に人権としての保障を迫る運動を強めるとともに、それを無視する政治なら国民の力で変えていく。そこに注目したいと思います。

朝日訴訟 重度の結核患者で国立岡山療養所に入院していた朝日茂さんが1957年、国を相手に起こした訴訟。茂さんの兄に月1500円の仕送りを約束させ、茂さんへの600円の日用品費（生活保護）を打ち切り、残り900円を医療費として国に納めさせる厚生大臣の決定が憲法25条に違反すると争いました。生存権は人権として、国家権力を縛る力を持つことを明らかにするという不滅の足跡を残しました。

5/9 赤旗